

農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成30年6月11日
北栄町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

北栄町においては、北部の日本海に面する砂丘地帯での砂丘らっきょう、砂丘長芋、砂丘ぶどう、白ネギ、葉たばこ栽培、南部の丘陵地帯に広がる黒ぼく畑には西瓜を中心とする施設野菜、露地野菜、花卉、芝等の栽培、由良川、北条川、横良川沿いを中心とした水田地帯での水稲、西部・南部での酪農、肥育牛の畜産経営、東南部での柿、梨栽培等、地域の自然条件を活かした多様な生産が営まれており、本町の基盤産業として重要な位置を占めている。

また、農村での農業生産活動は、豊かな自然環境や国土の保全となり、地域のやすらぎの場の提供等生活に欠くことのできない公益的機能を担うものとして益々その重要性が認識されているところである。

しかし、近年、著しく変動する経済情勢や国際化における日本農業の位置付け、消費者ニーズの多様化等、農業を取りまく諸情勢が大きく変化するなか、本町の農業構造は、農業従事者の減少、高齢者の増加、新規就農者の減少等による担い手不足等に直面している状況にある。

このような問題に対処し、農業を今後とも本町の基幹産業として振興していくためには、農業が職業として成立つ農業経営の目指すべき方向を明らかにし、その実現に向けて施策を積極的に展開していくことが重要である。

については、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項の規定に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地区ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、北栄町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成35年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

目標とする遊休農地面積は、農地法第32条第1項第1号及び第2号に該当する農地の総面積とし、毎年2.5haの解消を目標とする。

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成30年3月)	2,216 ha	36 ha	1.62 %
3年後の目標 (平成33年3月)	2,188 ha	28 ha	1.28 %
6年後の目標 (平成36年3月)	2,161 ha	21 ha	0.97 %

注：現状の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積(2,180ha)と農地法第30条第1項の規定による平成29年度利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積とし、平成36年3月の農地面積は、北栄町農業経営基盤強化基本構想による目標年の耕地面積(2,140ha)と割合が1%以下となる遊休農地の合計面積とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員及び推進委員と農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。

従来から農地パトロールの中で行っている違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

また、利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行うと共に、利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム(全国農地ナビ)」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査を実施する際に、農地中間管理事業の活用に関する資料を同封し、農地中間管理事業の活用促進を図る。また、利用意向調査の結果を受け、農家の意向を農地中間管理機構等へ報告し、農地の利用集積、集約化に繋げる。

③ 非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

目標とする農地利用集積面積は、毎年 31 ha の増加を目標とする。

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成 30 年 3 月)	2,180 ha	947 ha	43.4 %
3 年後の目標 (平成 33 年 3 月)	2,160 ha	1,040 ha	48.1 %
北栄町農業経営基盤強化 基本構想による目標年 (平成 36 年 3 月)	2,140 ha	1,133 ha	52.9 %

注 1：現状の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積、平成 36 年 3 月の農地面積は、北栄町農業経営基盤強化基本構想による目標年の耕地面積（2,140ha）とする。

注 2：これまでの集積面積は、把握時点において担い手（認定農業者及び農業委員会法施行規則第 10 条で定める者）へ利用集積されている農地の総面積

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

農業委員会は、人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる担い手と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現性のある「人・農地プラン」の作成や見直しについて、農業委員・推進委員の立場で参画する。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、北栄町、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地の利用集積が進

んだ地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 情報の収集

担い手に個別訪問する等して、意思疎通を図り、規模拡大の意向を把握すると共に、必要な農地を斡旋できるよう、農地所有者の意向や農地の権利関係、経緯等についての把握及び調整を行う。

⑤ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て鳥取県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

⑥ 農業委員会だよりの発刊

農業委員会だより『菜種』を活用し、農地中間管理事業や利用権設定促進事業の周知を図る。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

新規参入の促進は、毎年10経営体の参入を目標とし、新規参入者の経営面積は、1経営体当たり1.5haを目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

鳥取県農業会議、農地中間管理機構、農協、土地改良区等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、適宜必要な相談に応じる。

② 企業参入の推進について

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構を活用して企業参入を図る。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、地域の新規参入者（法人を含む。）あるいは、参入して数年の農業者や法人を適宜訪問し、経営の状況や農地に関する要望等の情報収集とその情報に基づいたサポートを行う。